

運 営 規 程

社会福祉法人みさかえ学園

障害児入所施設みさかえ学園

社会福祉法人 みさかえ学園

障害児入所施設みさかえ学園 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みさかえ学園（以下「事業所」という。）が実施運営する事業の管理、運営及び利用について、必要な事項を定めるとともに、本事業は知的障害児が日常生活における基本動作を習得し集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適正な施設障害児福祉サービスを提供することを目的とする。

(事業所の名称)

第2条 本事業所の名称は、障害児入所施設みさかえ学園とする。

(事業所の所在地)

第3条 本事業所の所在地は、鹿児島県南さつま市金峰町高橋3075番地39とする。

(基本方針)

第4条 利用者が可能な限り施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び就学支援、機能訓練等の日中活動支援等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、発達、障害の軽減ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第5条 本事業所において提供する知的障害児施設サービスは、児童福祉法及び障害者総合支援法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に支援計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な支援技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名

児童発達支援管理責任者は利用者に対して個別支援計画を作成し療養を主導する。

(3) 児童指導員及び保育士 それぞれ1名以上(おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上)

児童指導員は利用者を援助するとともに生活支援の計画を立てて、生活を通じ、その自立に必要な介護と訓練を行う。

(4) 心理担当職員 1名以上

心理担当職員は利用者の心理ケア・指導等を行う。

(5) 職業指導員 1名以上

職業指導員は利用者の職業指導を行う。

(6) 事務員 1名以上

事務員は、運営管理に係る庶務及び経理事務を行う。

(7) 栄養士 1名以上

栄養士は利用者の健康及び嗜好にあった適切な献立の作成と、調理員等に対する技術指導等を行う。

(8) 看護師 1名以上

看護師は利用者に対する日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(9) 医師 1名以上(嘱託)

医師は利用者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。

(10) 用務員 1名以上

施設設備及び環境の整備等を行い、営繕に携わる業務を行う。

(利用定員)

第7条 事業所の定員は40名(経過措置によるみなし指定)とする。

(施設支援の内容)

第8条 事業所の施設支援サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の支援

利用者の日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

A) 食事の介助

B) 排泄の介助

C) 入浴の介助

D) その他日常生活を営む上で必要な介助

- (2) 健康に関する支援
 - A) 利用者の健康状態の確認
 - B) 身体等の介護
 - C) 通院の介助
- (3) 就学に関する支援
 - A) 入進学に関する支援
 - B) 通学に関する支援
 - C) 学校との連絡調整
- (4) 作業・機能訓練に関する支援
 - A) 農耕園芸
 - B) 機能訓練
- (5) 余暇活動に関する支援
 - A) 行事活動
 - B) クラブ活動
 - C) レクリエーション
- (6) 生活相談、助言等に関すること
 - A) 日常生活動作に関する訓練に関する相談、助言
 - B) 作業・機能訓練に関する相談、助言
 - C) 就学に関する相談、助言
 - D) その他必要な相談、助言

(提供する障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類)

第9条 事業者が、利用者に提供する障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

- (1) 障害児入所施設支援 知的障害

(施設の利用料等)

第10条 事業所が前条の施設サービスを提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割の額とし、受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

2 事業所は施設において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを下記の金額の範囲内において保護者又は本人から受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用(日額) 1,430円 標準月額 43,472円 (30.4日分)
内訳: 朝食 320円、昼食 530円、夕食 530円、おやつ 50円
- (2) 光熱水費(日額) 325円 標準月額 9,880円 (30.4日分)
- (3) 日用品費・医療費・教育費 実費
- (4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費
- (4) 事業者は、前項に掲げられる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- (5) 事業者は、サービスの提供にあたってはあらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、本事業所を利用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 日常生活を通じ自立並びに人格の向上に努め、常に相互の融和を図り、励まし助け合い、秩序のある共同生活を守るよう心がけねばならない。
- (2) 利用に際しては、従業者の指示に従い秩序を乱す言動はしないこと、また緊急時における連絡先についても明確にすること。
- (3) 健康状態に異常がある場合は、その旨可能な限り申し出ること。
- (4) 本事業の趣旨を理解し、規律ある生活をする事。
- (5) 故意に器物及び設備を破損し、または許可なくその他を持ち出さないこと。
- (6) 当規程第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- (7) 無断で外出・外泊をしてはならない。

2 利用者の保護者等は、利用者が前項の事項を守るように協力の義務を負わねばならない。

(利用の申込みを断る場合)

第12条 次の場合、サービスの利用を断ることがある。

- (1) 第7条に定める利用定員を超えて利用の申し込みがあった場合
- (2) 利用者の心身の状況が、明らかに医療的処置を必要と判断される場合

(緊急時における対応方法)

第13条 サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医あるいは協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(相談・苦情解決)

第16条 事業所は、その提供するサービスについて利用者からの相談あるいは苦情に対して、円滑、円満な解決を図るために必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第17条 従業者等の質の向上を図るため、外部研修及び施設内研修の機会を設ける。

2 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務で知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。

1. この規程は、平成27年4月1日より施行する。

